－今号の目次－

◆ 第26回社会保障審議会福祉部会が開催される（厚生労働省） 1

◆ 「令和2年度における私立保育所の運営に要する費用について」の一部改正について（内閣府・厚生労働省） 4

◆ 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について（通知）（内閣府等） 5

◆ 公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.17）が公表される

（内閣府） 6

**◆第26回社会保障審議会福祉部会が開催される（厚生労働省）**

令和3年1月25日に、第26回社会保障審議会福祉部会が開催されました。社会福祉法改正による社会福祉法人制度改革の進捗状況について報告されるとともに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等への公費助成について議論され、継続することが決定されています。

（1）社会福祉法人制度改革について

　社会福祉法改正に伴い、社会福祉法人制度改革が行われていますが、その進捗状況について報告されました。詳細は、別添の資料1をご参照ください。

「経営組織のガバナンスの強化」については、議決機関としての評議員会を必置とすることとされていますが、経過措置対象の4,374法人のうち、96.6％が対応済であることが報告されました。

　「一定規模以上の法人への会計監査人の導入」については、収益30億円／負債60億円超の387法人すべてに設置されています。

　「事業運営の透明性の向上」として、財務諸表、現況報告書、役員報酬基準の公表に係る規定の整備が行われていますが、財務諸表等電子開示システムにより公表している法人は99.0％（20,912法人のうち20,713法人）が対応済です。

　「財産規律の強化」の項目としては、社会福祉充実財産発生法人は全体の9.8％、2,045法人となっています。

　「地域における公益的な取組を実施する責務」については、現況報告書への記載割合は53.8％となっています。

全社協・社会福祉施設協議会連絡会では、すべての社会福祉法人が取り組みを確実に記載するためのリーフレットを作成しています。改めまして内容をご確認いただき、記載内容のご確認と確実な記入をお願いいたします。

|  |
| --- |
| ■全国社会福祉協議会トップページ > パンフレット等ダウンロード > 社会福祉法人・福祉施設による「地域における公益的な取組」の推進について  <https://www.shakyo.or.jp/news/kako/materials/20180621_torikumi.html> |

（2）社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について

令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するため「新子育て安心プラン」が実施されることを踏まえ、保育所等に対する公費助成を継続することとされました。詳細は、別添の資料2をご参照ください。

会議において決定された事項は次のとおりです。

|  |
| --- |
| 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について  令和3年1月25日  社会保障審議会福祉部会  社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、他の経営主体とのイコールフッティングの観点から、平成18年に高齢者関係の施設・事業について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について、公費助成が廃止された。  保育所等については、平成27年2月12日の本福祉部会報告書で平成29年度までに結論を得ることとなっていたが、その後、平成29年6月に公表された「子育て安心プラ ン」により令和2年度までに改めて結論を得ることとなっている。  今般、令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取組みが行われていくことから、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフッティングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとする。  以上 |

■厚生労働省トップページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会（福祉部会）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126700.html>

**◆「令和2年度における私立保育所の運営に要する費用について」の一部改正について（内閣府・厚生労働省）**

令和3年1月29日、内閣府・厚生労働省は標記通知を発出しました。

|  |
| --- |
|  |

令和2年度人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を受け、公定価格の人件費が引き下げられました。通知にて示されていた「人件費（年額）」から1万円が引かれ、通知が改正されたもので、公定価格の基本分内訳に変更はありません。

詳細は、内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等 > 通知

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/tsuuchi.html>

**◆「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について（通知）（内閣府等）**

令和3年1月29日、内閣府等は標記通知を発出しました。

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）を受け、その一部が下記の通り改正されました。

詳細は、内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等 > 通知

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/tsuuchi.html>

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋。太字・下線部分が追記箇所である。）  幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び  運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）  【抜粋】  ［略］  記  １・２ ［略］  ３．園舎、園庭及び設備について（基準省令第６条、第７条及び第13条関係）  （１）・（２） ［略］  （３）園庭の設置・面積（代替地の取扱い等）について  幼保連携型認定こども園の園庭の設置場所については、基準省令第６条第５項の規定のとおり、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則である。  このため、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられる園庭に代わる場所（いわゆる代替地）については、園庭としての必要面積に算入することはできないものとする。ただし、実際の園での活動において、安全の確保等に十分配慮した上で、公園等の代替地を活用することを妨げるものではない。  なお、基準省令附則第４条第３項の規定のとおり、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合においては、移行特例として、当分の間、以下の①から④までの全ての要件を満たす代替地について、満２歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、算入することができるものとする。  ① 園児が安全に移動できる場所であること  ② 園児が安全に利用できる場所であること  ③ 園児が日常的に利用できる場所であること  ④ 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること  また、既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園への移行や、幼保連携型認定こども園の園舎等の老朽化等に伴う園舎の建替えや園庭環境の整備等の施設整備により、当該施設整備に係る期間において基準省令第６条第７項（基準省令附則第４条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める園庭としての必要面積を満たせない場合、認可権者において当該施設における教育・保育の内容等について適切に確認した上で、一時的な園庭の面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことも認められる。  なお、認可権者が教育・保育の内容等を確認するに当たっては、施設整備に関する計画に加え、当該施設整備に係る期間における安全の確保や防災上の対応、教育・保育を行う場としての相応しい環境の確保等に十分配慮したものとなっているかについても確認すること。 |

**◆公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.17）が公表される（内閣府）**

令和3年2月10日、内閣府は、公定価格に関するFAQ（よくある質問）を改訂し、Ver.17を公表しました。全文は内閣府ホームページにてご確認ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q＆A集

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋）  Ver.17（令和3年2月10日時点版）  公定価格に関するFAQ（よくある質問）  No.48　保育所・認定こども園　　調整部分（分園の場合）  質問）  　分園の場合はどのように計算すればよいのか。【修正】  回答）  　分園を設置する施設の場合、「基本分単価」、「処遇改善等加算Ⅰ」、「加減調整部分における施設長を配置していない場合」については、中心園と分園それぞれの定員区分を基に単価を計算しますが、分園の場合に係る調整については、「基本分単価」及び「処遇改善等加算Ⅰ」の合計額の「10/100」を差し引いた額が適用されます。また、その他の加算については中心園と分園の定員を合計した定員区分を基に単価を計算します。  No.59　幼稚園・認定こども園　　事務職員配置加算  質問）  　幼稚園全体・認定こども園全体の利用定員が91人以上を満たしているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がいない場合などでも加算が適用されるのか。【修正】  回答）  加算要件にある「基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員」については、園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合には別途配置する必要はありませんが、「基本分単価を超えて配置する非常勤事務職員」については、他の職員による兼務や業務委託ではなく、別途配置していただく必要があります。  No.175　幼稚園・保育所・認定こども園等　　処遇改善等加算  質問）  国家公務員の給与改定に伴う「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」について処遇改善等加算通知において示されている算式では、法定福利費等の事業主負担分（以下「事業主負担分」）が含まれることになります。  「起点賃金水準」には事業主負担分は含まれませんが、「賃金改善計画書」「賃金改善実績報告書」における「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」について事業主負担分をどのように取り扱えばいいでしょうか。  回答）  国家公務員の給与改定に伴う「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」には人件費の改定に伴う事業主負担分の変動額も含まれていますが、起点賃金水準には事業主負担分は含まれません。  このため、「賃金改善計画書」及び「賃金改善実績報告書」に記入する「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の金額については、事業主負担金（以下の＜算式＞を標準として算出）を差し引いた金額を記入することになります。  ＜算式＞  「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」  No.176　幼稚園・保育所・認定こども園等　　処遇改善等加算  質問）  処遇改善等加算通知において実績報告時に以下の＜算式＞により算定した額以上であることを確認することとされている「各職員の増額改定分の合算額」について事業主負担分をどのように取り扱えばいいでしょうか。  ＜算式＞（処遇改善等加算通知第4の2(2)オの※参照）  「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」  回答）  処遇改善等加算通知第4の2(2)オに定める比較は、事業主負担分を含めて行うこととなります。  同通知第4の2(2)オの※の＜算式＞により算出する公定価格における人件費の改定分が人件費（「各職員の増額改定分の合算額」）に充てられているかを確認するためのものになりますので、  ・公定価格における人件費の改定分については同通知第4の2(2)オの※の＜算式＞通りに算定した金額  ・人件費（「各職員の増額改定分の合算額」）については事業主負担分を加えた金額  とすることになります。  No.177　幼稚園・保育所・認定こども園等　　処遇改善等加算  質問）  処遇改善等加算の金額の一部を他の施設・事業所に配分する場合には、「配分額」を  ・加算新規事由がある場合には、「特定加算見込（実績）額」に  ・加算新規事由がない場合には、「加算前年度の賃金水準」に  反映することとされています。  「配分額」「特定加算見込（実績）額」には事業主負担分が含まれている一方で、「加算前年度の賃金水準」には事業主負担分が含まれないという違いがありますが加算新規事由がある場合とない場合でどのように取扱えばいいでしょうか。  回答）  【加算新規事由がある場合】  「特定加算見込（実績）額」に、「配分額」による受入れ（拠出）の全額を加え（減じ）ます。  【加算新規事由がない場合】  加算前年度の賃金水準に配分変更を反映することになりますが、「配分額」に法定福利費等の事業主負担金が含まれている一方で、「加算前年度の賃金水準」には含まれないため、「配分額」による受入れ（拠出）額から事業主負担金（以下の算式を標準として算出）を差し引いた金額を加える（減ずる）ことになります。  ＜算式＞  「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「拠出見込（実績）額等」  No.178　幼稚園・保育所・認定こども園等　　処遇改善等加算  質問）  加算前年度に加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合、基準年度の賃金水準についてどのように算出すればよろしいでしょうか。  回答）  加算前年度に加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合については、「加算Ⅰ（加算Ⅱ）新規事由あり」に該当し、「特定加算見込（実績）額」を、加算当年度に初めて適用を受けた場合と同様の方法で算出します。  このため、基準年度（加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けた直近の年度）の賃金水準は、加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けていないものとして算出する必要がありますので、基準年度における加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）による賃金改善額を除いて算出することになります。  No.179　幼稚園・保育所・認定こども園等　　処遇改善等加算Ⅱ  質問）  起点賃金水準に合算する「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」は、「決まって毎月支払われる手当」及び「基本給」に係る部分のみが対象となるのでしょうか。  回答）  お見込みのとおりです。  「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」による賃金改善のうち「決まって毎月支払われる手当」及び「基本給」による全額のみを合算します。 |